

共同保育の実施に関するFAQ

令和3年8月4日作成

令和7年1月24日修正

No	質問	回答	備考
1	川口市共同保育実施要綱（以下「実施要綱」という。）では、共同保育の開始に当たって、実施施設と依頼施設との間で協定書を締結することとされているが、協定書には、どのような事項を記載すればよいか。	各施設の状況により判断していただけだと考えますが、国の通知等を踏まえ、以下の事項は必ず記載するようにしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設の本来の業務に支障が生じない体制の確保について ・実施体制（遵守すべき基準、役割分担）について ・実施に係る経費の負担について ・事故等が発生した場合の責任の所在について ・個人情報の取扱い等について なお、事業者の負担等を考慮し、協定書のサンプルを作成しましたので、必要に応じて活用してください。	R6.11 修正
2	実施施設と依頼施設の設置主体が同一法人であっても、協定書を締結することが必要か。	実施施設と依頼施設の設置主体が同一法人である場合は、協定書を締結することまでは求めません。一方、共同保育を実施する場合、運営規程を変更する（共同保育の実施について記載する）必要がありますので、ご注意ください。 なお、共同保育を実施する場合の事前協議では、協定書の案を添付資料として提出する必要がありますが、実施施設と依頼施設の設置主体が同一法人であって、協定書を締結しない場合は、共同保育の実施内容が反映された運営規程の案を提出してください。	R6.11 追加
3	共同保育の実施に関する保護者同意と個人情報の提供に関する保護者同意を別に取りなければならないか。	同時に取って差し支えありません。 また、共同保育の実施や個人情報に関する取扱いについて重要事項説明書に盛り込んで同意を取るこ	R6.11 修正

No	質問	回答	備考
		<p>とも可能です。</p> <p>なお、説明及び同意書については、原則として書面で行う必要がありますが、保護者が同意した場合は、書面以外の方法で行うことも可能です。</p>	
4	<p>保護者同意については、在籍する児童の保護者全員から同意を得る必要があるか。また、仮に保護者全員の同意を得られなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>保護者全員の同意が必要となります。ただし、例えば、共同保育の実施が翌年度からの場合は、現年度で卒園する児童の保護者の同意は必要ありません。</p> <p>また、保護者全員の同意を得られなかった場合は、共同保育は実施できないものと考えます。</p> <p>なお、その場合、速やかに市へご連絡ください。</p>	R6.11 追加
5	<p>実施施設と依頼施設が遠距離となる場合でも共同保育を実施できるか。</p>	<p>依頼施設の保護者の送迎が、過度な負担とならない範囲で実施するようお願いします。</p>	
6	<p>共同保育の実施時間はどのように決めれば良いか。</p>	<p>実施施設と依頼施設との協議により決めることができますが、原則として11時間以上実施してください。</p> <p>また、依頼施設の保護者に不利益とならないよう、依頼施設の現在の開所時間を十分に考慮して設定してください。</p>	
7	<p>実施要綱では、依頼施設に勤務する保育士等を、実施施設に1名以上配置することとされているが、共同保育を実施している期間は、常に配置しなくてはならないのか。</p>	<p>依頼施設に勤務する保育士等は、依頼施設に在籍する児童の引継ぎを行うことを目的として配置しているため、引継ぎが完了したと判断した時点で、配置しなくてもよいものとしします。</p>	R6.11 修正
8	<p>依頼施設が配置した保育士等は、実施施設における職員配置基準にカウントすることは可能なのか。</p>	<p>配置された保育士等が、実施施設に適用される職員配置基準を満たす保育士等であれば、カウントすることができます。</p> <p>例えば、実施施設が保育所、依頼</p>	R6.11 追加

No	質問	回答	備考
		<p>施設が小規模保育事業所（B型）である場合、実施施設の保育所の職員配置基準にカウントできる職員は保育士（保育士資格がある者）である必要がありますが、依頼施設が実施施設に配置した職員が保育従事者（保育士資格がない者）であった場合は、実施施設の職員配置基準にカウントすることはできません。</p>	
9	<p>依頼施設と実施施設を週や月単位で入れ替えることはできるか。</p>	<p>保護者や児童への過度な負担となるおそれがあることから、原則として認められません。</p>	
10	<p>保護者から給食費（主食費・副食費）を実費徴収することはできるか。</p>	<p>給食費は土曜日分を含めて平日に利用している施設に支払っている（又は公定価格に含まれている）ことから、保護者に対する追加徴収は認められません。</p>	
11	<p>保護者から延長保育料を実費徴収することはできるか。</p>	<p>徴収しても差し支えありません。その場合は、児童が在籍している施設が、当該児童に係る延長保育料を徴収してください。</p>	
12	<p>実施施設でアレルギー対応食を提供していないので、依頼施設からアレルギーのある児童を預かる場合に弁当の持参を要請することはできるか。</p>	<p>要請することはできません。必要な情報を依頼施設と共有し、アレルギー対応食を提供してください。</p>	
13	<p>保育日誌や出席簿はどのように記載すればいいか。</p>	<p>保育日誌は、実施施設の日誌に記入して下さい。依頼施設の日誌には、「共同保育のため、〇〇保育所（園）の日誌に記載」などと記入し、出席者の名前も記入してください。出席簿は、児童が在籍している保育施設で記入してください。児童の登園予定や実際の登園状況については、実施施設と依頼施設との間で適切に情報共有してください。</p>	

No	質問	回答	備考
14	共同保育の実施内容の変更をしようとする場合は、事前協議書の提出が必要とあるが、事前協議が必要となる変更とは、具体的にどのような変更なのか。	事前協議が必要となる変更内容は、次の変更を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼施設の変更（増減） ・ 共同保育の実施区分（土曜日、お盆期間）の変更 ・ 実施施設の開所時間の変更 ・ 実施施設の認可定員の変更 ・ 共同保育を実施する保育室の変更（床面積の増減を含む） 	R6.11 追加
15	要綱によれば、お盆期間は8月13日から8月16日までとされているが、すべての日で共同保育を実施しなければならないのか。	お盆期間として実施できる最長期間をお示ししたものであり、年度によって曜日も異なりますので、実施施設と依頼施設との協議により、当該期間の範囲内において実施日を決定してください。 なお、決定後は、速やかに保護者に伝えてください。	R6.11 追加
16	現在、土曜日のみ共同保育を実施している。新たに、お盆期間も実施しようとする場合は、どのような手続が必要か。	変更しようとする日（お盆期間の共同保育の開始日）が属する月（8月）の3月前の末日（5月末日）までに、共同保育の変更に関する事前協議書を提出する必要があります。 手続の詳細については、別紙「共同保育に係る事務手続フロー」を参考にしてください。	R6.11 追加
17	実施施設において土曜日にイベント等を予定しており、共同保育の実施が難しい場合、当該土曜日は共同保育を実施せず、各依頼施設において保育を実施することは可能か。	可能です。その場合、依頼施設の保護者に対し、速やかにその旨の連絡を行うようお願いします。	R7.1 追加
18	保護者に対し、来月の土曜日の利用希望を確認したところ、実施施設と依頼施設の希望人数の合計数が、実施施設の定員数を超えてしまった。この場合、共同保育を実施することは可能か。	実施施設の定員数を超える希望があった日については、共同保育を実施することはできません。 今回の質問は定員数についてですが、床面積についても同様の考え方になります。	R7.1 追加

参考1：国が発出した「公定価格に関するFAQ（令和5年6月7日時点版）」（抜粋）

No	質問	回答	備考
118	<p>土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。</p> <p>また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。</p>	<p>公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、半日開所する場合も含めて開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせて土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合は、減算の対象となりません。</p>	
153	<p>土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものとして取り扱うのか。</p> <p>また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものとして取り扱うか。</p>	<p>原則、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取扱いですが、事前に利用希望があり保育を提供するために開所したのであれば、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、開所しているものと取扱います。</p> <p>また、保育の利用希望がなく閉所する予定で、土曜日に閉所する場合の調整の適用を受ける認定を受けた施設であっても、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取扱います。</p>	
162	<p>土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものとして取り扱われるのでしょうか。</p>	<p>土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものとして取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。</p>	

参考2：国が発出した「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成31年3月29日 事務連絡）」の内容（抜粋）

2. 共同保育の実施について

留意事項通知においては、保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育を土曜日に実施した場合、公定価格の減額をしないこととしているところである。

この点、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合についても、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、土曜日に限らず実施することができる。

なお、お盆や年末年始等において共同保育を実施する場合についても、公定価格の基本分等が減額されることはないが、保育所等の公定価格は年間約300日間開所することを基本として設定されており、この観点からも園側の都合のみならず、保護者の利便性を考慮しつつ、適切に保育ニーズに対応する必要があることを念のため申し添える。